

# 小林市過疎地域持続的発展計画（案）【概要版】

## 1 策定の目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年律第19号。以下「過疎法」という。）に定められた特別措置を活用し、過疎地域の持続的発展を図るため。

## 2 対象地域

- ・ 須木区域（旧須木村）
- ・ 野尻町区域（旧野尻町）

※ 人口減少率、財政力指数等の要件あり（小林市全域は、対象外）

## 3 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

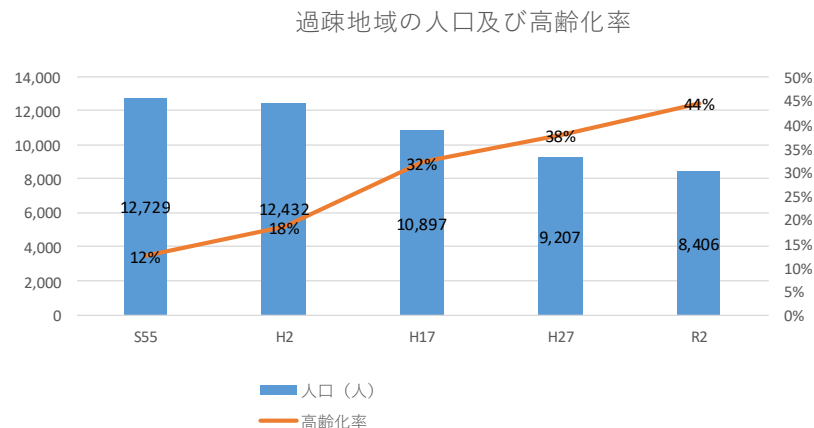
※ 過疎法は、令和3年度から令和12年度まで（10年間）の時限立法

※ 現行計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度まで

## 4 策定による主な財政上の特別措置

過疎対策事業債による支援（ハード事業・ソフト事業）

## 5 過疎地域の現況



## 6 計画の概要

### （1）基本方針（第1章第4節）

過疎地域の人口減少と高齢化に対して、それぞれの地域がこれまで長きにわたって築き上げてきた歴史や文化、貴重な地域資源、地域の個性・特性を尊重しながら、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のために過疎対策事業を実施する。

### （2）基本目標（第1章第5節）

#### 基本目標1 須木区域・野尻町区域の人口社会減の緩和

| 現状（基準値）            | 目標      |
|--------------------|---------|
| 前年比 ▲4人<br>（令和6年度） | 基準値より改善 |

#### 基本目標2 須木区域・野尻町区域の人口自然減の緩和

| 現状（基準値）              | 目標      |
|----------------------|---------|
| 前年比 ▲165人<br>（令和6年度） | 基準値より改善 |

### （3）達成状況の評価（第1章第6節）

毎年度、成果を検証し、その結果を市ホームページで公表する。

## 7 主な新規掲載事業（○：ハード事業 ●：ソフト事業）

### 第3章 産業の振興

- 里山リゾート須木建設事業（須木）
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会施設整備事業（須木）
- デジタル技術を活用したスマート農業・林業の導入促進事業（須木・野尻町）
- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備事業（須木・野尻町）

### 第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

- 横谷鳥越線（須木）
- 小坂水流平線（野尻町）
- 大沢津中通線（野尻町）

### 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 保育所管理運営事業（須木）

### 第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- デジタル技術を活用した地域課題解決事業（須木・野尻町）